

【子育て世帯移住者対象】

医療・福祉職子育て世帯移住支援金を交付します！

八戸市は、超高齢社会における医療・福祉分野の人材確保を図るとともに、加速する少子化の進行を少しでも緩やかにするため、青森県外から八戸市に移住した方が、支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において医療・福祉職子育て世帯移住支援金を交付する事業を実施します。

対象となる方

直近1年間を含め、八戸市に転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、県外に居住し、転入後1年以内の世帯が対象になります。

主な要件

1 医療・福祉職の資格がある方

18歳未満の子※1とともに市内に移住し、市内の医療施設や福祉施設等で事業対象資格に基づく業務に就業※2した方

2 医療・福祉職の資格がない方

18歳未満の子とともに市内に移住し、事業対象資格取得を目的に県内の養成機関に就学した方

※1 支援金の申請日の属する年度の4月1日時点で18歳未満の方。ただし同年度の4月2日が誕生日の者は対象。

※2 就業先への応募方法については、一定の要件がありますので、応募前に必ず要件を確認ください。

対象要件の詳細については、市ホームページ（チラシ右下QRコード）でご確認ください。

【医療福祉職の事業対象資格の例】

医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、管理栄養士、栄養士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、訪問介護員（介護福祉士実務者研修修了者）

【就業について】

以下の機関で紹介されている求人への応募が要件となります。

- ・青森県公式就職情報サイト「あomorijob」
- ・公共職業安定所
- ・県内市町村が開設・運営する無料職業紹介所
- ・公益社団法人青森県看護協会看護師等無料職業紹介所
- ・社会福祉法人青森県社会福祉協議会福祉人材無料職業紹介所
- ・公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会無料職業紹介所
- ・公益社団法人青森県栄養士会無料職業紹介所
- ・県内市町村社会福祉協議会が開設・運営する無料職業紹介所
- ・上記以外で知事が認めるもの

交付金額

市が交付する他の移住関連の助成金との併給はできません。
（ひとり親世帯加算のみ一部併給可）

《基本額》・・・・・・・・・・100万円

《子育て世帯加算》・・・・子ども一人あたり100万円（ただし、上限額200万円）

「子育て世帯」18歳未満の世帯員とその養育者等からなる世帯

《ひとり親世帯加算》・・・・100万円

「ひとり親世帯」子育て世帯のうち18歳未満の世帯員とその母、父又は養育者のいずれかからなる世帯

例)子どもが2人のひとり親世帯の場合

「基本額 100万円」+「子育て世帯加算 100万円×2人」+「ひとり親世帯加算 100万円」→ 交付金額 400万円

（ご注意）予算の範囲内での交付となるため、予算がなくなり次第、支援金の交付は終了となります。

◎医療・福祉職子育て世帯移住支援金の交付までの流れ



※返還要件

5年以内の転出や3年以内の対象就業先の退職など、一定の返還要件があります。

※就業・就学状況の確認

返還要件の確認のため、支援金を受給した翌年度から毎年就業・就学状況を報告していただく必要があります。

問合せ 八戸市総合政策部若者活躍応援課

(TEL)0178-43-2319 (E-mail) waka@city.hachinohe.aomori.jp

支援金の詳細は以下QRコードで確認

